

旧 自 転 車 法 の 問 題 点

(衆議院交通安全対策特別委員会自転車駐車場整備等に関する小委員会における問題点)

諸岡昭二編著「改正自転車法の解説」(東京経済発行)より

自転車法の問題点

- 昭和55年11月25日公布された「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」以下、自転車法という)は近年の自転車利用者の増加に伴って発生する交通事故件数の増加や、駅周辺等に大量に放置される自転車がひきおこす社会的問題を、適切に解決する対策を総合的に推進すべきであるという国民的要請をもとに、自転車の安全利用及び駐車対策について、国、地方公共団体、自転車利用者、関係事業者のそれぞれの責任を明確にし、その権限と義務を適切に実行するために制定されたものである。
- この「自転車法」は、これまでの自転車対策を大きく前進させ、それなりの成果をあげて来たが内容的には、訓示規定と努力規定が大半を占めており、今日の駅周辺の放置自転車を、この法律で解決することは、非常に困難であるとの声が各地方自治体から上がっており、特に地方自治法第99条の規定により、「放置自転車の対策が円滑に行われるよう、法の見直しと、その改正法制化」等について国に対し意見書が提出されるなどを受けて、衆議院交通安全対策特別委員会自転車駐車場整備等に関する小委員会で、自転車問題について、大きな社会問題となっている起因は何か、自転車法の問題点は何かを精査、必要があれば、一部改正案も提案することもあり得るとの結論に達し、自転車法全体を検討した結果、以下主な問題点が考えられるとの結論に達したものである。

法第1条(目的)

「自転車の放置防止がない」

自転車の事故防止・交通の円滑化・自転車利用者の利便の増進と合わせて自転車利用者の責務としての放置防止についても、目的とする必要がある。

法第2条(定義)

「放置自転車が定義づけられていない」

法第3条(国及び地方公共団体の責務)

「目的達成の責務が国、地方公共団体だけになっている」

法第4条(良好な自転車交通網の形成)

「放置物件の中に自転車が含まれるのか統一見解がない」

法第5条(自転車駐車対策の総合的推進)

- 1 「公共自転車駐車場の設置主体が、地方公共団体または道路管理者となっており、鉄道事業者の責務が協力になっているが、自転車放置の大部分が駅利用者であり原因者負担の原則からみて鉄道事業者の放置対策上の役割分担を強化する必要がある」
- 2 「用地提供協力者として日本国有鉄道清算事業団を対象とする必要がある」
これは国有鉄道の分割民営化によるJR各社が継承した以外の旧国鉄用地が事業団に移っているが事業団は法の対照になっていないとの理由である。
- 3 「自転車駐車場の設置義務を課する地域が、商業地域及び近隣商業地域内に限定されている。住居地域内にあるこれらの施設の放置問題にできていない」
- 4 「短期間放置自転車の撤去処分規定がない、又処分の規定が明確になっていない」
自転車を撤去、処分するには相当の期間が必要とされ機動性にかけている他の法令によって長期間の保管義務が生じるため保管業務、場所の確保等自治体の負担が大きい。
[他の法令－民法、道路法、道路交通法、遺失物法、廃棄処理法]

法第7条（都市計画等における配慮）

「都市計画における自転車駐車場の位置付けを明確にする必要がある」

法第9条（自転車利用者の責務）

1 「自転車を放置しても罰則規定がない」

2 「自転車防犯登録を義務化していない」

放置禁止、防犯登録について努力規定では登録率があがらず放置防止への抑制となりがたい。

また、防犯登録は、撤去、移動後あるいは盗難後の通知に役立つ。

法第12条（国の助成措置等）

「自転車駐車場の設置、助成対象が、都市計画事業、交通安全施設整備事業に限定されている」

地方自治体の整備する駐車場の大部分が該当せず整備が進んでいないのが現状であり駐車場建設の阻害要因となっている。

（その他）

1 「原動機自転車に対する明確な規定がない」

住宅地等の遠距離化、バイクの低廉化等による放置の増加に対処が困難な面が出てきている。

2 「自転車事故時における被害者救済についての法の対象になっていない」